

産業廃棄物税に関するQ&A

Q01 産業廃棄物税は、いつから導入していますか。

A01 平成18年4月1日から導入しています。

Q02 愛知県の産業廃棄物税は、時限的な制度ですか。

A02 産業廃棄物税条例には、時限の定めはありませんが、産業廃棄物の発生抑制や適正処理の推進などのために導入しており、施行後5年を目途に施行状況を勘案して検討を加え、必要な場合は所要の措置を講ずることとしております。

Q03 産業廃棄物税は、どのような場合にかかりますか。

A03 県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合にかかります。

Q04 税は誰がどのように納めますか。

A04 排出事業者又は中間処理業者は、県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する際に、産業廃棄物税を最終処分料金とともに最終処分業者に支払い、最終処分業者は、この税を毎月とりまとめて県へ申告納入することになります。

なお、自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、直接県へ申告納付することになります。

Q05 産業廃棄物を県外の最終処分場で処分する場合は、愛知県の産業廃棄物税はかかりますか。また、県外の排出事業者や中間処理業者にも税がかかるのですか。

A05 愛知県内で産業廃棄物が発生した場合であっても、他道府県の最終処分場に搬入する場合は、愛知県の産業廃棄物税はかかりませんが、その道府県で同様の産業廃棄物税が導入されていれば、その道府県で課税されることになります。

一方で、県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合は、県外の排出事業者や中間処理業者であっても、愛知県の産業廃棄物税がかかります。

なお、県内の最終処分場とは、県内で産業廃棄物の最終処分ができる全ての最終処分場をいい、自社処分場、許可不要であったミニ処分場、市町村設置の最終処分場も含まれます。

Q06 焼却炉も最終処分場ですか。

A06 焼却炉は中間処理施設であり、最終処分場ではありません。
最終処分場とは、産業廃棄物を埋立処分する施設です。

Q07 税の対象となる「産業廃棄物」とは産業活動から生じた廃棄物ですか。

また、特別管理産業廃棄物には産業廃棄物税がかかりますか。

A07 事務所、店舗、工場、建設工事など事業活動に伴って生じた廃棄物で、「廃棄物の処理

及び清掃に関する法律」で定められた燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、がれき類など 20 種類のもの（うち 7 種類については、特定の事業活動から生じたもの）が産業廃棄物と定められています。この産業廃棄物が県内の最終処分場に搬入された場合に産業廃棄物税がかかり、特別管理産業廃棄物にも産業廃棄物税がかかります。

なお、事業活動から生じた廃棄物であっても、上述の産業廃棄物に該当しない廃棄物は一般家庭等から生じる廃棄物と同様に、一般廃棄物となり、産業廃棄物税はかかりません。

また、産業廃棄物の種類などについては、最寄りの県民事務所廃棄物対策担当課等へお尋ねください。

Q 0 8 リサイクルされる産業廃棄物にも税はかかりますか。

A 0 8 産業廃棄物が再使用・再生利用され、最終処分場に搬入されない場合は、税はかかりません。

Q 0 9 自動車リサイクル法に基づいて処理されたシュレッダーダストを愛知県内の最終処分場へ搬入する場合も産業廃棄物税はかかりますか。

A 0 9 自動車を破碎等した後のシュレッダーダストは、産業廃棄物であり、これを愛知県内の最終処分場へ搬入する事業者は、その搬入重量 1 トンにつき 1,000 円の産業廃棄物税を納める必要があります。

Q 1 0 事業系一般廃棄物である紙くずを焼却した場合に、焼却後の燃え殻を県内の最終処分場に搬入した場合は、産業廃棄物税はかかりますか。

A 1 0 一般廃棄物を焼却した後の燃え殻は、一般廃棄物であり、産業廃棄物税はかかりません。

Q 1 1 最終処分場に搬入する覆土にも産業廃棄物税はかかりますか。

A 1 1 最終処分場の埋立終了時などには、生活環境保全上支障が生じないように、その表面を覆土（土砂で覆う）する場合がありますが、産業廃棄物でない覆土を最終処分場に搬入した場合には、産業廃棄物税はかかりません。

Q 1 2 アスベスト廃棄物については、中間処理による減量化が困難なことから、税額を免除又は減額すべきではないですか。

A 1 2 産業廃棄物税は、その種類や性状等にかかわらず、県内の最終処分場に搬入される全ての産業廃棄物を一律に課税することとしております。

アスベスト廃棄物については、税の免除等よりも産業廃棄物税の使途を活用して減量化を促進すべきものと考えています。

Q 1 3 廃棄物処理法においては、政令市である名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市に最終処分場を設置する場合の設置許可は、県知事の許可ではなく、それぞれの市長の許可ですが、これらの

市に設置された最終処分場へ産業廃棄物を搬入する場合も産業廃棄物税がかかりますか。

A 1 3 政令市を含めて愛知県内の全ての最終処分場へ産業廃棄物を搬入する場合に産業廃棄物税がかかります。

Q 1 4 排出事業者が中間処理業者に処理を委託する場合の税負担はどうなるのですか。

A 1 4 最終処分場に搬入する中間処理業者が納税義務者になりますが、税を負担する中間処理業者は、中間処理料金に税相当額を上乗せして、排出業者に請求することになります。こうして排出事業者が中間処理業者を通じて税を負担していただくことにより、一層の発生抑制、減量化・資源化を促すものです。

なお、排出事業者の税負担（税相当額の計算）については、「平均的な最終処分率」を参考にしてください。

Q 1 5 排出事業者が、産業廃棄物の最終処分と最終処分場までの収集運搬を、それぞれ最終処分業者と収集運搬業者に委託した場合において、排出事業者が最終処分料金を含めた一切の処理料金を収集運搬業者へ支払い、この収集運搬業者が最終処分料金を最終処分業者へ支払う場合は、この収集運搬業者が納税義務者となりますか。

A 1 5 廃棄物処理法において、排出事業者等は、最終処分業者と収集運搬業者とそれぞれ契約しなければなりません。しかし、それぞれと契約した場合においても、収集運搬業者が排出事業者等から最終処分料金を預かり、最終処分業者へ支払う事例があります。この場合においても、収集運搬業者は排出事業者の料金の受払いを代行したのみであり、納税義務者は排出事業者となります。

Q 1 6 納める税額はどのように計算しますか。

A 1 6 最終処分場に搬入された産業廃棄物 1 トンにつき、1,000 円（1 kgあたり 1 円）で計算します。例えば、重量が 1.234 トンの場合、税額は 1.234 トン×1,000 円=1,234 円になります。

なお、自らの産業廃棄物を自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、1 トンにつき 500 円で計算します。

Q 1 7 廃棄物の重量は、1 kgまで計測しなければなりませんか。

A 1 7 一般的な車両重量計では、1 kgの位まで計測することはできないので、重量計で計測できる位まで計測し、その計測重量を乗じて税額を計算することになります。

Q 1 8 トラックスケールでは、10 kgの位まで計測することができますが、この 10 kgの位を端数処理で切り上げて 100 kgの位までの重量に基づき、最終処分料金を計算しています。この場合において、産業廃棄物税も端数処理後の重量に基づき税額を計算してもよいですか。

A 1 8 産業廃棄物税条例において、税額は1円の位まで計算することとされており、最終処分料金の計算方法にかかわらず、重量計で計測できる重量を端数処理せずに税率を乗じて税額を計算しなければなりません。

Q 1 9 なぜ体積ではなく、重量に対して産業廃棄物税がかかるのですか。

A 1 9 最終処分場に搬入する産業廃棄物量の計測は、主に重量で行われていることから、簡素な仕組みで納税できるよう重量に応じて産業廃棄物税がかかるものとしております。

なお、産業廃棄物税を導入済みの全ての道府県においても、同様の扱いです。

Q 2 0 最終処分場に重量を計測する機器がない場合や重量の計測が困難な場合は、産業廃棄物税はどのように計算しますか。

A 2 0 産業廃棄物の埋立処分を委託する場合は、その産業廃棄物の重量又は体積を記載したマニフェストを交付する必要がありますので、原則として、このマニフェストに記載された重量又は体積により、産業廃棄物税を計算することになります。

なお、体積による場合は、規則で定める産業廃棄物の種類ごとの換算係数により重量に換算して計算します。

Q 2 1 分別できない複数の種類の産業廃棄物が混合している場合で重量の計測が困難なときには、体積をどのように重量へ換算しますか。

A 2 1 種類ごとの体積の計測が困難な場合は、主な産業廃棄物の種類の換算係数を用います。

Q 2 2 体積を重量へ換算する換算係数はどのように決まりましたか。

A 2 2 重量への換算係数は、産業廃棄物税を導入している他道府県と同一の換算係数を採用しております。

Q 2 3 最終処分料金を体積に基づき計算し、マニフェストの数量欄には、体積を記載している場合で、念のため重量も計測しているときは、体積に換算係数を乗じたものに基づき税額を計算してもよいですか。

A 2 3 産業廃棄物税は、最終処分料金の計算方法にかかわらず、重量が明らかな場合は、その重量に基づき計算することとなります。

Q 2 4 マニフェストの数量欄に、従来から「〇台」「〇個」などの記載がみられますが、今後は重量を記載しなければなりませんか。

また、マニフェストの適正な交付について、今後県はどのように指導しますか。

A 2 4 廃棄物処理法等において、マニフェストの数量欄には、重量又は体積を単位とともに記載することとされており、「〇 t」や「〇 m³」などと記載してください。

マニフェストの適正な交付については、排出事業者についても適宜立入調査や講習会等を通じて、指導徹底をしていきたいと考えています。

Q 2 5 中間処理業者が搬出時に計測した産業廃棄物の重量と、最終処分業者が最終処分場への搬入時に計測した産業廃棄物の重量とが異なる場合は、いずれの重量で産業廃棄物税がかか

りますか。

また、この場合にマニフェストに記載した重量は、修正する必要がありますか。

A 2 5 産業廃棄物税は、県内の最終処分場への搬入時に、その重量に応じてかかるため、最終処分業者が搬入時に計測した重量で税がかかります。

なお、この場合に、マニフェストに記載された重量が最終処分場に搬入された重量と異なることについて正当な理由がない場合は、マニフェストの修正を要します。

Q 2 6 最終処分場において計測した後において、埋立処分前にリサイクルできるものを搬出している場合に、産業廃棄物税はどのように計算すべきですか。

A 2 6 最終処分場へ搬入する重量に対して産業廃棄物税がかかりますので、最終処分場へ搬入しないものについては、計測する前にあらかじめ分別してください。

Q 2 7 どのようなときに、1トンにつき500円になりますか。

A 2 7 排出事業者が、自らの産業廃棄物を自ら設置した県内の最終処分場へ搬入する場合に、1トンにつき500円になります。なお、中間処理業者が、他人から中間処理の委託を受け、中間処理後の産業廃棄物を自ら設置した最終処分場へ搬入する場合は、1トンにつき1,000円になります。

■処理形態別の税率及び申告方法

排出	中間処理	最終処分	税率	申告方法
A事業者	A事業者	A事業者	500円	申告納付
A事業者	なし			
B事業者	A事業者		1,000円	申告納入
B事業者	B事業者			
B事業者	なし			
A事業者	B事業者			
C事業者	B事業者			

Q 2 8 市の公営企業が排出する産業廃棄物を、当該市が設置する最終処分場へ搬入する場合は、税率は1トンにつき500円ですか。

また、申告納付は、公営企業管理者又は市長のいずれが行うべきですか。

A 2 8 地方公共団体が設置する地方公営企業は、当該地方公共団体の一組織であり、地方公営企業が排出した産業廃棄物を当該地方公共団体が設置する最終処分場へ搬入する場合は、1トンにつき500円です。

また、この場合は市長が申告納付を行うべきであり、さらに、複数の部局又は地方公営企業が産業廃棄物を搬入する場合には、これを取りまとめて申告納付してください。

Q 2 9 事業協同組合の組合員が排出した産業廃棄物を、当該事業協同組合が設置する最終処分場へ搬入する場合は税率は1トンにつき500円ですか。

A 2 9 事業協同組合と当該事業協同組合の組合員とは、それぞれ別人格であるため、組合員の排出した産業廃棄物を、事業協同組合が設置する最終処分場へ搬入する場合は、1トンにつき1,000円です。

Q 3 0 建設工事に伴って生じる産業廃棄物を、この建設工事の下請業者が設置する最終処分場へ搬入する場合は税率は、1トンにつき500円ですか。

A 3 0 建設工事における排出事業者は、原則として元請業者とされるため、この元請業者の産業廃

棄物を下請業者が設置する最終処分場へ搬入する場合の税率は、1トンにつき1,000円です。

Q 3 1 1,000円の税率の産業廃棄物と500円の税率の産業廃棄物とを、同時に中間処理して最終処分場へ搬入する場合に、それぞれの搬入量はどのように計算すべきですか。

A 3 1 中間処理業の許可を有する最終処分業者が、自社で排出した産業廃棄物を自社で中間処理及び最終処分した場合の税率は1トンにつき500円ですが、一方で、この業者が、他人から委託を受けて産業廃棄物の中間処理及び最終処分した場合の税率は1トンにつき1,000円です。

なお、税率が異なる産業廃棄物をまとめて中間処理した結果、中間処理後の産業廃棄物をそれぞれに区分することが困難な場合は、中間処理後の産業廃棄物の重量を、中間処理前のそれぞれの重量で按分して算定してください。

Q 3 2 最終処分場以外の場所に産業廃棄物が不法投棄された場合は、産業廃棄物税はかかりますか。また、最終処分場に許可容量を超える産業廃棄物を違法に搬入する場合は、産業廃棄物税はかかりますか。

A 3 2 産業廃棄物税は、県内の最終処分場に搬入された場合にかかりますので、最終処分場以外の場所に不法投棄された場合は、そのままではかかりません。この場合は、不法投棄された産業廃棄物が適正に処理され、県内の最終処分場に搬入されたときに産業廃棄物税がかかることになります。

一方で、県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合は、許可容量を超える違法な搬入であっても産業廃棄物税がかかることとなり、この産業廃棄物を他の県内最終処分場に搬入する場合にも産業廃棄物税はかかることとなります。

しかしながら、いずれの行為も廃棄物処理法上禁止されており、罰金刑や懲役刑などの罰則が科せられます。

また、最終処分業者は、包括的に特別徴収義務者として指定されており、最終処分業の許可を有する者は、特別徴収義務者の登録をしていなくても、特別徴収の義務を免れるものではありません。

県では、これらの不適正処理を防止するため、監視強化に努めるとともに、不適正処理には法令に基づき厳格に対応しております。

Q 3 3 最終処分業者等は、どこに申告納入又は申告納付をすることになりますか。

A 3 3 申告書については、最終処分場の所在に応じ、管轄の名古屋南部県税事務所高辻間税課又は西三河県税事務所安城間税課へ提出してください。

管轄事務所	管轄区域
名古屋南部県税事務所 高辻間税課	名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡、知多郡
西三河県税事務所 安城間税課	豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、田原市、みよし市、額田郡、北設楽郡

Q 3 4 最終処分業者は、どのように申告や納付を行うのですか。

A 3 4 最終処分業者等に対して、事前に申告書や納付書などの諸様式をまとめて郵送しますので、この申告書に搬入量や申告納入税額等を記載の上、毎月の申告納付期限までに、管轄の県税事務所へ提出するとともに、納付書に納付額を記載して、指定金融機関等で納付してください。

また、ホームページ「産業廃棄物税のあらまし」(<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/sangyo/>)からも各様式をダウンロードできますので、活用してください。

- Q 3 5 全く搬入しない月であっても申告する必要がありますか。
また、わずかな量を搬入する月がありますが、まとめて申告することはできますか。
- A 3 5 月の初日から末日までの間において、産業廃棄物の搬入がなく納めるべき税額がない場合は、申告を要しません。
一方で、わずかな量であっても搬入実績がある場合は、毎月分を翌月末までに申告納入（納付）しなければなりません。

Q 3 6 排出事業者又は中間処理業者が最終処分業者へ支払った産業廃棄物税が、漏れなく県へ納付されたことを、県はどのように確認しますか。

- A 3 6 県税事務所が税務調査により、帳簿書類やマニフェスト等を照合して適切に申告納入されたことを確認することとしております。
また、排出事業者等に対して、必要に応じてマニフェスト等による反面調査も実施します。
なお、申告漏れ等が明らかになった場合は、地方税法に基づいて本税の納付のほか、各種加算金が追徴されることとなります。

Q 3 7 最終処分業者等が、産業廃棄物税を過少に申告したり、申告期限までに申告しなかった場合は、どうなりますか。

また、脱税に関する罰則は、ありますか。

- A 3 7 正当な理由がなく過少に申告又は申告しなかった場合には、本来の産業廃棄物税のほか、次の加算金を徴収します。

また、脱税については、地方税法第 733 条の 21 の規定が適用され、5 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処され、又は懲役及び罰金を併科される場合があります。

■各種加算金の内容

過少申告加算金	期限内申告があった後、修正申告書の提出又は更正があった場合に、税額等に誤りがあったことについて正当な理由がないと認める場合は、原則として増加税額の 10% の過少申告加算金を徴収します。
不申告加算金	期限後申告又は決定があった場合、若しくは、期限後申告又は決定の後に修正申告書の提出又は更正があった場合に、期限までに申告できなかったことについて正当な理由がないと認める場合は、原則として税額の 15% の不申告加算金を徴収します。
重加算金	過少申告加算金又は不申告加算金を徴収すべき場合に、隠ぺい又は仮装した事実に基づいて申告書等を提出した場合等については、過少申告加算金に代えて 35%、不申告加算金に代えて 40% のそれぞれ重加算金を徴収します。

Q 3 8 最終処分業者が、産業廃棄物を搬入した者から、売掛け等により申告納入期限までに産業廃棄物税を受け取ることができない場合は、どうすればよいですか。

- A 3 8 最終処分業者は、産業廃棄物税の受取りの有無に関わらず、原則として、毎月分の産業廃棄物の埋立処分量に応じて、申告納入しなければなりません。

ただし、売掛け等により受取ることができない場合は、2 月以内に限り徴収猶予の申請をすることができ、申請が認められればその間の納税が猶予されます。

Q 3 9 排出事業者又は中間処理業者から最終処分業者への産業廃棄物税（最終処分料金）の支払いが遅れた場合は、延滞金がかかりますか。

- A 3 9 排出事業者又は中間処理業者は、最終処分業者へ最終処分料金に併せて産業廃棄物税を納めることとされておりますが、特別徴収義務者ではないことから、直接延滞金が課されることはありません。

一方で、最終処分業者は、排出事業者又は中間処理業者からの産業廃棄物税の受け取りの

有無にかかわらず、毎月の埋立処分量に応じた産業廃棄物税を翌月末日の納期限までに納付しなければならず、納期限後に納付した場合は延滞金が課される場合があります。

このため、排出事業者又は中間処理業者からの支払いが遅れたことが原因により、延滞金が課された場合に、相当額の支払いを求めるとする場合は、その旨を契約書等に定めておくなど、対応を検討する必要があります。

なお、排出事業者又は中間処理業者の売掛け等により、納期限までに産業廃棄物税を受け取ることができない場合は、その納期限までに申請し、審査を受けることにより、納期限から2か月以内の徴収猶予を受けることができます。この場合は、徴収猶予の期間中の延滞金は免除されます。

Q 4 0 排出事業者又は中間処理業者が倒産したこと等により貸し倒れとなった場合は、最終処分業者は、いつまでに徴収不能の申請をすべきですか。

A 4 0 徴収不能となる事実が確定した段階で、当該事実が確認できる書類を添付して速やかに申請してください。なお、申請可能期間は申告期限から5年です。

Q 4 1 最終処分業者等は、産業廃棄物税について、どのような書類を作成し、保存しなければなりませんか。

A 4 1 最終処分場ごとに次の事項を記載した帳簿を作成し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において作成することとされている帳簿書類（マニフェストや維持管理記録など）と併せて納入申告書等の提出期限から5年間保存しなければなりません。

- ・ 産業廃棄物の搬入年月日
- ・ 搬入された産業廃棄物の重量
- ・ 産業廃棄物税の税額
- ・ 体積を重量に換算した場合は、産業廃棄物の種類及び体積
- ・ 特別徴収義務者にあつては、排出事業者の名称、所在地、マニフェスト交付番号等

Q 4 2 排出事業者や中間処理業者は、産業廃棄物税に関して委託契約書、マニフェスト、納税関係書類などを県へ提出する必要がありますか。

A 4 2 産業廃棄物を県内の最終処分場へ搬入する排出事業者又は中間処理業者は、最終処分業者へ最終処分料金と併せて産業廃棄物税を納めていただくのみで、特に県へ書類等を提出していただく必要はありません。

ただし、最終処分業者等に対する税務調査の際に、排出事業者又は中間処理業者が交付したマニフェスト等を確認させていただく場合があります。

Q 4 3 産業廃棄物税は、搬入ごとに最終処分業者へ支払う必要がありますか。

A 4 3 産業廃棄物税は、最終処分料金と併せて納めることとされており、最終処分料金を月締めで支払う場合は、これに併せて納めることとなります。

Q 4 4 最終処分料金とともに産業廃棄物税を納税するときには、この産業廃棄物税に消費税がかからないのに、産業廃棄物税相当額が転嫁された中間処理料金には消費税がかかるのはなぜですか。

A 4 4 消費税法の取扱いにより、最終処分業者（特別徴収義務者）が、排出事業者や中間処理業者から最終処分料金と区分して産業廃棄物税を徴収し、仮受産廃税、預り金等の科目で最終処分料金と区分して経理し、排出事業者等（納税義務者）へ請求する場合は、この最終処分料金と区分された産業廃棄物税額には消費税は課税されないこととなっています。

一方で、中間処理料金に産業廃棄物税相当額を上乗せして排出事業者に請求する場合は、その全体額が消費税の課税対象である役務の提供の対価に該当するため、消費税が課税されることとなっています。

なお、消費税の取扱いについては、税務署でお尋ねください。

Q 4 5 産業廃棄物税額も印紙税の課税対象金額に含まれますか。

A 4 5 最終処分に関する契約書において、最終処分料金と区分して産業廃棄物税額を記載した場合は、印紙税の課税対象金額には含まれません。

なお、印紙税の取扱いについては、税務署でお尋ねください。

Q 4 6 産業廃棄物税は、特別会計で経理がされますか。

A 4 6 産業廃棄物税は、一般会計で経理することとしておりますが、その税収と使途の透明性を確保するとともに、計画的に使途に関する事業を執行するため、基金を設置し、他と区分して経理することとしています。

Q 4 7 産業廃棄物税の使途において、優良事業者の育成とありますが、どのような取り組みを進める予定ですか。

A 4 7 廃棄物処理法の一部改正により平成 17 年 4 月 1 日に創設された産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度を推進するため、インターネットによる情報提供や講習会の開催などを行っています。

Q 4 8 産業廃棄物税の使途において、不適正処理の監視がありますが、これを県の外郭団体への委託をする予定はありますか。

A 4 8 産業廃棄物の不適正処理の監視については、県又は政令市が廃棄物処理法で規定された権限に基づき行っており、産業廃棄物税の導入により、その監視体制の強化を図っていきますが、新たに県の外郭団体への委託は予定していません。

Q 4 9 既設最終処分場を延命化するために、水処理施設等を新設する費用に対して、産業廃棄物税の使途で補助を受けることはできますか。

A 4 9 産業廃棄物税は、最終処分場の設置の促進のために活用することとしており、既設最終処分場の費用に充てる補助制度はありません。

Q 5 0 中間処理業者は、納税する産業廃棄物税を、どのような方法で中間処理料金に転嫁して排出事業者へ請求することになりますか。

A 5 0 産業廃棄物税を中間処理料金へ転嫁する方法については、市場原理に基づくもので一定の方法や法的強制力などはありませんが、一般的には、中間処理業者が過去の処理実績に基づく最終処分率などを勘案の上、産業廃棄物税相当額を算定し、中間処理料金に上乗せする方法が考えられます。

Q 5 1 排出事業者と中間処理業者との間で、中間処理による最終処分率を 20%と見込み、中間処理料金に 1 トンにつき 200 円を上乗せして、中間処理の委託契約を締結した場合に、実際に中間処理した結果が最終処分率 15%であったときは、差し引き 5%分の精算をしなければなりませんか。

A 5 1 中間処理料金への転嫁については、精算すべき法的な義務はありません。

また、一般的には、中間処理業者は、複数の事業者の産業廃棄物を一括して中間処理することから、事業者ごとに最終処分率を精緻に算定することは困難であり、したがって、通常は精算しないものと考えられます。

なお、排出事業者と中間処理業者との契約に基づく精算を妨げるものではありません。

Q 5 2 県が発注する公共工事の単価には、産業廃棄物税に相当する額は含まれますか。

A 5 2 県が発注する公共工事についても、産業廃棄物の適正な処理を図るため、工事積算において

も産業廃棄物税相当額を適正に設計計上しております。

Q 5 3 産業廃棄物税の導入に伴い、産業廃棄物の委託契約書に産業廃棄物税額等を記載する必要はありますか。

A 5 3 最終処分に関する契約書への産業廃棄物税額の記載については、廃棄物処理法で定められた委託契約書に記載すべき項目には該当しないので、法的な記載義務はなく、契約当事者間の任意の取り決めとなります。

また、契約書への記載の有無に関わらず、県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入した場合は、産業廃棄物税を納付しなければなりません。

一方で、中間処理に関する契約書には、産業廃棄物税を転嫁して中間処理料金を値上げする場合は、産業廃棄物税額としての記載ではなく、中間処理料金として記載する必要があります。

Q 5 4 県が示した平均的な最終処分率は、どのように算定しているのですか。

A 5 4 平均的な最終処分率は、県内の中間処理業者から提出された平成 15 年度の産業廃棄物処分実績報告書に記載された処分量を単純集計し、最終処分率を算定したものです。

したがって、実際の最終処分率については、産業廃棄物の性状や処理の方法によって数値に幅があり、この平均値と異なる場合がありますので、あくまで平均値としての目安として活用してください。